

## 阪南市立図書館資料除籍要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市立図書館管理運営規則（平成元年教委規則第8号）第21条に規定する資料の除籍について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 阪南市立図書館は、公共図書館の役割及び市民の要求を踏まえて、常に適切な資料構成を維持し、開架室及び閉架書庫の効率的管理を図るため、必要に応じて資料の除籍を行う。

(除籍の決定)

第3条 除籍資料の選定は、阪南市立図書館職員の合議により行い、阪南市立図書館長（以下「館長」という。）が決定する。

(除籍基準)

第4条 除籍の対象資料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の所蔵年数を経過し、利用価値が乏しくなった資料
- (2) 旧版となり利用価値が乏しくなった資料
- (3) 汚損、破損、欠落等により修理不能で利用に供せなくなった資料
- (4) 利用者が紛失、汚損又は破損した資料
- (5) 利用者の所在不明等により、返却期日から5年以上経過した資料
- (6) 蔵書点検の結果、所在不明となってから5年以上経過した資料
- (7) 新聞・雑誌等の逐次刊行物で、定められた保存年限を経過した資料

2 前項各号のいずれかに該当する資料のうち、引き続き保存が必要と館長が判断した資料については、除籍しないものとする。

3 郷土資料、行政資料は原則として除籍対象とはならない。

(除籍資料の譲与)

第5条 除籍資料は汚損、破損があるなど再利用に適さないものを除き、

必要に応じて無償で譲与することができる。

- 2 前項の譲与については、阪南市立図書館除籍資料の譲与に関する要綱で定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、阪南市立図書館資料の除籍について必要な事項は、館長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。  
(蔵書の不用の決定及び不用図書処理に関する要綱等の廃止)
- 2 蔵書の不用の決定及び不用図書処理に関する要綱(平成8年7月15日施行)は、廃止する。
- 3 不用図書の無償譲渡実施要領(平成12年7月1日施行)は、廃止する。
- 4 阪南市立図書館資料除籍基準(平成19年5月1日施行)は、廃止する。

別表（第4条関係）

区分	基本的図書	一般的図書	定期的図書
所蔵年数	10年	5年	3年

備考

- 1 この表中、基本的図書とは、内容に永続性があり、かつ、評価の定まったものをいう。
- 2 この表中、定期的図書とは、刊行の時間的間隔に基準を置き、それがほぼ一定している逐次刊行物をいう。
- 3 この表中、一般的図書とは、基本的図書及び定期的図書を除いた図書をいう。